

## 夫婦共同扶養の場合(配偶者が扶養家族でない場合)の、被扶養者認定について

- 夫婦共同扶養の場合の被扶養者認定の際は、夫婦の「今後一年間の年間収入額(見込)」にて比較し、年間収入が多い方の被扶養者となります。夫婦双方の年間収入が同程度(差が1割未満)である場合は、主として生計を維持する者の被扶養者とします。  
「今後一年間の年間収入額(見込)」とは、過去の収入、現在の収入、将来の収入等から今後一年間の収入を見込んだ額となります。  
収入には給与、賞与、自営業等年間所得額、各種年金額、出産手当金、育児休業給付金、その他収入(一時金を除く)を含みます。
- 特例として、主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者を異動しないこととなっています。

### <配偶者が当組合の被扶養者でない場合の添付書類例>

「世帯全員分の住民票原本(続柄記載あり、マイナンバー記載なし※)」は全員必要です。ただし、出生時の申請の場合は、「母子手帳の出生届出済証明ページ(写)」でも構いません。

※特例退職、任意継続の方は、マイナンバー記載ありの住民票が必要です。

配偶者に給与収入がある場合	配偶者の前年の源泉徴収票(写)
配偶者に自営業等個人事業収入がある場合	配偶者の確定申告書および収支内訳書(写)
夫婦の一方または双方が育休取得等により、源泉徴収票では今後1年間の収入が確認できない場合	「 <a href="#">育休取得時の収入確認について</a> 」をご提出ください

状況に応じて、追加で書類が必要になる場合もあります。

申請書類の提出先は、お勤め先の社会保険担当部署になりますので、詳しくは、そちらにお尋ねください。(特例退職、任意継続の方は健保組合にお問合せください。)